

説明会資料

厚生労働省 保険局 国民健康保険課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

在留外国人の医療保険適用の課題と対応

- 短期滞在ビザ等で入国する場合を除き、適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有している外国人については我が国の医療保険に加入し、保険料を納めながら、保険給付を受けることができる。
- その中で、在留外国人の医療保険適用の課題として指摘される事項とその対応状況は以下のとおり。

課題①

外国人は保険料収納率が低く、十分な負担をしていないのではないか。

対応状況

- 保険者において、外国語によるリーフレット作成などによる制度の周知や、外国人を含めた保険料の滞納者への納付の勧奨や相談等の取組、地方出入国在留管理局と連携した取組を実施。
- 外国人の保険料の収納状況について実態把握ができていなかったところ、独自に把握を行っている自治体に対し聞き取りを実施。集計を行った約150自治体における外国人の収納率は63%であった（※）。

なお、同じ約150自治体の日本人も含めた全体の収納率は93%、全国の日本人も含めた全体の収納率は94%となっている。

（※）外国人の収納率は「外国人世帯主の世帯に係る収納金額／外国人世帯主の世帯に係る総賦課額」の数値。時点は令和6年12月末時点が基本であるが、自治体により異なる場合がある。

課題②

入国当初から日本の医療保険による治療目的で来日する外国人が、その目的を隠したまま在留資格を取得して国保に加入し、医療サービスを受けているのではないか。

対応状況

- 平成30年からの対応（在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が地方出入国在留管理局に通知する枠組み等）を着実に実施。

国民健康保険における外国人被保険者データ

○国民健康保険における外国人被保険者数は、令和5年度時点で97万人で、全体の4.0%を占めている。

○年齢別に見た場合、外国人被保険者数は20～39歳が50.6万人と多く、日本人被保険者に比べ若年層が多い。

① 外国人被保険者数の推移

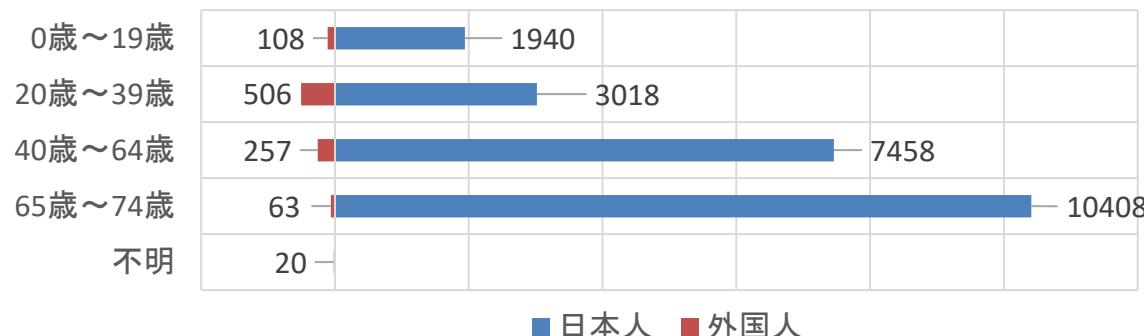
年度	被保険者数 （万人） 【対前年度比】	外国人被保険者数 （万人） 【対前年度比】	占める割合 （%）
平成26	3,303【97.2%】	91【103.6%】	2.8
27	3,182【96.4%】	95【104.2%】	3.0
28	3,013【94.7%】	99【103.8%】	3.3
29	2,945【97.7%】	99【100.5%】	3.4
30	2,824【95.9%】	102【102.4%】	3.6
令和元	2,711【96.0%】	99【97.5%】	3.7
2	2,648【97.7%】	91【92.2%】	3.4
3	2,597【98.1%】	83【90.4%】	3.2
4	2,508【96.5%】	92【110.8%】	3.6
5	2,378【94.8%】	97【105.4%】	4.0

被保険者数(～平成28年度)：国保事業年報より(各年度末現在)

被保険者数(平成29年度～)：国保実態調査より(同年9月末現在)

外国人被保険者数：国保課調べ(各年度末翌日現在)

② 年齢階層別被保険者数（日本人・外国人）(千人)



■ 日本人 ■ 外国人

日本人被保険者数：国保実態調査(令和5年9月末現在)をもとに算出した数値
外国人被保険者数：国保課調べ(令和6年4月1日現在)

○総医療費、高額療養費支給額に占める外国人の割合は、それぞれ1.39%、1.21%であり、全国的な傾向としては、外国人被保険者に対する国内の診療実績は、必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して大きいとは言えない。

【R5.3～R6.2診療分(全体)】

項目	医科・DPC・調剤レセプトの合計		
	うち、外国人		
	実績	割合	
レセプト件数	36,005万件	6,233,726件	1.73%
総医療費	89,268億円	1,240億円	1.39%
高額療養費該当件数	9,365,972件	97,302件	1.04%
高額療養費支給額	9,803億円	118億円	1.21%

国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言

(令和7年6月5日 自由民主党政務調査会・外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会)

2. 当面の課題と対応の方向性

(2) 外免切替手続・社会保障制度等の適正化

② 外国人の税・社会保険料の未納付防止等の取組

- 外国人の税・社会保険料の未納付防止等に向けて、外国人への税・社会保険料及び医療費の納付・支払い義務や在留審査での取扱い等について入国前から周知するとともに、医療費不払いのある外国人情報を関係省庁間で共有する仕組みの対象を訪日外国人だけでなく中長期在留者にも拡大し、同情報を入国審査のみならず、在留審査にも活用すること。このほか、日本に入国し新たに国民健康保険に加入する者については、国保加入に際して保険料を前納する仕組みなど保険料を確実に納付いただくための方策を引き続き検討すること。また、医療機関における外国人対応力の向上とともに、医療機関が診療を拒否できる正当な事由の更なる周知すること。
- 市町村の事務負担を軽減するため、外国人被保険者調査や制度周知等の都道府県・他の市町村への委託等の実施を図るとともに、市町村の財政的インセンティブの強化を図ること。
- 出産育児一時金や海外療養費の不正受給防止対策の継続的な実施を図るとともに、保険医療機関を受診する際のマイナ保険証の利用又は在留カード等の本人確認書類の提示について、厚労省の令和2年の通知（保険医療機関等において本人確認を実施する場合について）に基づき、保険医療機関におけるマイナ保険証等による本人確認の徹底を引き続き促進すること。
- 市町村において外国人の国民健康保険料の滞納情報を把握するためのシステム改修を行うなど、出入国在留管理庁が関係行政機関等から未納付情報の適時適切な提供を受けられるよう必要な措置を講じるとともに、同情報を在留審査に有効活用するなど国と自治体が連携し、情報共有するなど未納防止に必要な仕組みを早急に構築すること。また、税の未納付防止についても、マイナンバーの活用等の実効的な措置を講じること。これらの措置と併せて、未納がある場合には、新規の上陸申請及び在留期間の更新等において厳格な審査を行うこと。

国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言（続き）

（令和7年6月5日 自由民主党政務調査会・外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会）

2. 当面の課題と対応の方向性

（2）外免切替手続・社会保障制度等の適正化

③ 外国人の保険適用や財源の在り方等の対策の検討

- ・ 外国人の保険適用や財源の在り方を検討するため、海外の医療保険制度等における外国人の医療に関する調査研究を実施すること。
- ・ 社会保険料を負担している一般国民から見て、不公平感につながらないよう、今後、健康保険についても在留資格情報、在留カード番号等の取得を進めていくとともに、外国人被保険者の収納率等も含め、医療保険における外国人の状況について、定期的に公表し、必要な措置を講ずること。
- ・ さらに上記調査結果を踏まえ、中長期的な観点から、外国人の保険適用や高額な医療給付の在り方、イギリスのイミグレーション・ヘルス・サーチャージの導入等を踏まえた財源確保の在り方、更には受入れ機関の責任の在り方等を含めて必要な対策を検討し、速やかに結論を得ること。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(5) 外国人との秩序ある共生社会の実現

(外免切替手続・社会保障制度等の適正化)

外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続（外免切替手続）について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める。外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。児童手当・就学援助の実態に即した適正利用を図る。

行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策

1. 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

4. 国民の安心・安全の確保

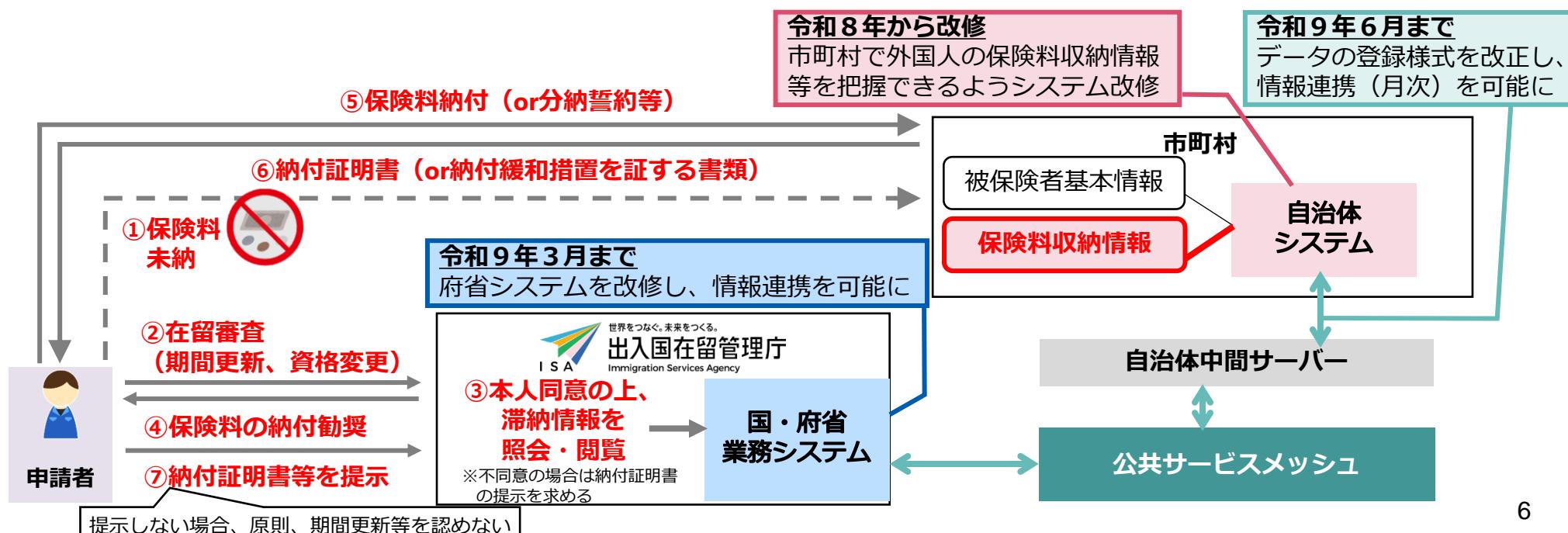
（5）外国人との秩序ある共生社会の実現

（外免切替手続・社会保障制度等の適正化）

（略）外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。（略）

2. 取組概要

- デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いたマイナンバー情報連携により、市町村が国民健康保険料（税）の収納情報を登録し、入管局において外国人の在留審査時に活用する。
- 令和9年6月から情報連携を開始できるよう、厚労省・入管局が連携してシステム整備を進める。



行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策【スケジュール】

施策	R7年度	R8年度	R9年度
行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策	<p>市町村システム改修のための <u>国民健康保険システム標準仕様書等の改定</u>（～R8.3）</p> <p>※並行して、出入国在留管理庁にマイナンバー情報連携を行うためのデータ登録様式（データ標準レイアウト）のR9.6改版に向けて、関係省庁と調整。</p>	<p>市町村システムの改修</p> <p>①外国人の国保保険料の滞納情報の把握のための改修 ②入管庁とのマイナンバー情報連携のための改修</p> <p>①について、 ・<u>市町村事務処理標準システムの改修を行い【改修費用はR8概算要求中】</u>、 ・<u>市町村における自庁システムの改修が必要な場合はR8特別調整交付金（改修が終わらない場合はR9も）で支援予定。</u></p>	運用開始（R9.6～）

※現在国民健康保険中央会と調整中の機能要件案（関係省庁と調整中）は次々頁

行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策【個別論点：QA】

【対象情報等】

- Q1. 市町村から登録する収納情報や頻度はどのように想定しているのか。情報連携を行う対象は、滞納のある外国人に限られるのか。
- A1. 滞納の有無にかかわらず、外国人の収納状況に関する直近5年間分の情報（調定額や収納額等）について、基本的には月次で連携いただくことを想定しており、現在、出入国在留管理庁等の関係機関と調整中です。
- Q2. 在留審査で活用される情報は、在留資格の更新申請時に住所のある市町村における収納情報に限られるのか。
- A2. 転入前の市町村における収納状況も在留審査時に確認され、収納を促すことを想定しています。
- Q3. 情報連携の対象となるのは、世帯主となっている外国人に限られるのか。
- A3. 現在、出入国在留管理庁等の関係省庁と調整中です。
- Q4. 地方出入国在留管理局との協力要請制度においては個人情報保護に関する法令面の問題がないか確認する必要があるとされていたが、この情報連携の枠組みにおいては個人情報について配慮すべきことはあるか。
- A4. この情報連携の枠組みにおいては、図にも記載のとおり、出入国在留管理庁において、外国人本人の同意を取得した上で情報を照会・閲覧することを想定しています。なお、不同意の場合は、出入国在留管理庁において情報の照会・閲覧ができないため、納付証明書の提示を求められることとなります。
- Q5. 「納付緩和措置を証する書類」については、どのような書類を想定しているのか。これについてデータでの提供が必要なのか。
- A5. 分納誓約書や納付相談の記録などを被保険者に交付することを想定しています。データで出入国在留管理庁に連携することは現時点では想定していません。

【システム】

- Q6. 市町村で独自のシステムを使用している場合、システム改修費用は特別調整交付金による財政支援の対象になるのか。令和8年度ではなく、令和9年度や令和10年度からシステム改修を開始する場合も財政支援の対象になるのか。
- A6. システム改修費用が発生する場合、基本的には特別調整交付金による財政支援を予定しています。出入国在留管理庁への情報連携は令和9年6月からの開始を予定していますので、基本的には令和8年度あるいは令和9年度に改修していただくことを想定しています。他方で、令和9年6月の開始時点では既存システムによる運用で対応し、その後令和10年度にシステム改修する場合等の取扱いについては、今後検討していきます。

行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策：機能要件(案)(関係省庁と調整中)

○自治体内での把握・集計

No.	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
1	<p>市町村で指定した基準日時点において、外国人である対象者に関する収納状況を抽出、出力できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者記号・番号 ・世帯主の宛名番号 ・世帯主氏名 ・世帯主生年月日 ・世帯主国籍コード ・世帯主在留資格コード ・世帯主在留期間満了日 ・世帯の旧ただし書き所得 ・世帯未申告区分 ・滞納区分(※1) ・調定額 ・収納額 ・納期限 <p>※1. 収納額/調定額<1である場合、1を設定する。 また、不能欠損とした額は未納額として取り扱わないこととする。なお、過誤納により、収納額>調定額となる場合、収納額は調定額とする(過誤納分は収納額に含めない)</p>	実装必須	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人であるかどうかの判断は基準日時点で行うが、基準日時点に国保資格を有しているかは問わず、調定額及び収納額を抽出すること。
2	外国人である対象者の収納状況の抽出条件(抽出範囲)については、賦課年度、対象年度、期数及び納期限を任意に変更できること。	実装必須	-

○入管庁への連携

No.	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
1	<p>外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者の収納状況について、自治体中間サーバへ副本登録する必要のある対象者を抽出し、副本データを一括作成できること。</p> <p>○特定個人情報(管理番号XX)に準拠する。</p>	実装必須	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国在留管理庁において、在留期間更新申請や在留資格変更申請に対し、保険料の未納状況等を含め審査することを目的に副本データを作成する。 ・出入国在留管理庁への連携を念頭に、直近5年分の調定額及び収納額の期別情報を連携できることとする。
2	<p>外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者の収納状況について、特定の対象者を個別に指定し、副本データを作成できること。</p> <p>○特定個人情報(管理番号XX)に準拠する。</p>	実装必須	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国在留管理庁において、在留期間更新申請や在留資格変更申請に対し、保険料の未納状況等を含め審査することを目的に副本データを作成する。 ・出入国在留管理庁への連携を念頭に、直近5年分の調定額及び収納額の期別情報を連携できることとする。

国民健康保険料（税）の前納

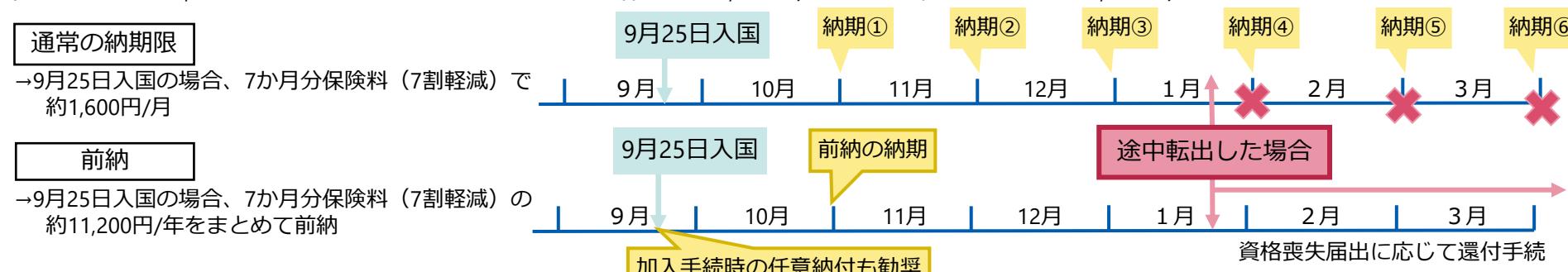
1. 収納に関する課題

- 保険制度への理解が不十分な外国人もあり、未納が多い状況。未納のまま帰国されると、徴収が極めて困難となる。
- 特に入国初年度は保険料が低いこともあり、限られた市町村のマンパワーでは、他の高額滞納者への収納対策を優先せざるを得ない。
(参考) 応益割全国平均額は約52,000円／年。入国初年度で国内での前年所得のない場合は7割軽減の対象となり約16,000円／年。

2. 取組概要

- 入国初年度の保険料（税）について（※）、通常の納期限から前倒して納付させる仕組み（前納）を、令和8年4月以降自治体が導入できるよう、条例参考例や留意点等を示す。（※）内外無差別の観点で、外国人に限らず、帰国した日本人も同様の取扱いとする。
- 前納の納期限までに納付されない場合は督促等を行う。さらに可能であれば加入手続時に保険料（税）を任意で納付するよう促す取組を実施。これにより、早期に制度理解を促し、納付忘れを防止する。
- 前納を行った翌年度以降の保険料（税）は、通常どおり、各納期までに普通徴収（納付書又は口座振替等）により納付することとなるが、納付方法について周知を行うとともに、納付忘れを防止するために口座振替の推奨等を行う。

(例) 均等割年額52,000円の10期制の自治体：各期の均等割保険料は5,200円／月で、7割軽減の場合は約1,600円／月



→ 前納を導入することにより、以下のメリットが見込まれる。

- ・**保険者**：令和9年6月以降、外国人の在留審査時に国保保険料（税）の収納情報を活用する予定であるところ、これは在留資格の更新・変更申請を行う外国人に対しては有効な措置となるが、**当該申請を行わず**在留期間の満了あるいはそれ以前に**本国に帰国する外国人については、前納により納付を促すことが特に有効**。また、前納により納期限が1回に集約されるため、**期別の収納状況の管理や督促、滞納処分を行うよりも作業量を集約できる**。
- ・**被保険者**：期別の複数回の納付に比べて、保険料（税）の払い忘れを防ぎやすくなる。また、在留資格の更新・変更申請を行う外国人については、在留審査時に国保保険料（税）の未納を理由に手続が滞ることを防ぐことができる（令和9年6月以降）。

国民健康保険料（税）の前納【個別論点：QA】

【全般】

Q1. 前納の仕組みは、全ての自治体で導入しなければならないのか。

A1. 加入している外国人被保険者の属性や規模等を踏まえて当該仕組みの導入を希望する自治体において、令和8年度保険料以降、任意で、条例を改正し導入いただくものと考えています。導入を検討いただくに当たっては、お示しする条例参考例や留意点等の通知も参照ください。

【対象者】

Q2. 前納の対象者は、具体的にどのような者か。

A2. 賦課年度の保険料の算定の基礎となる所得を確認するに当たり、1月1日時点で住民登録を行っている自治体から所得情報を取得することから、賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録されていない者を前納の対象とします。なお、外国人に限らず、帰国した日本人も同様の取扱いとする必要があります。

(例)

- ・令和8年5月1日に入国した者 → 令和8年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため、令和8年度保険料の前納対象
- ・令和9年2月1日に入国した者 → 令和8年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため、令和8年度保険料の前納対象となり、令和9年1月1日時点での住民登録もないため令和9年度保険料も前納対象となる

Q3. 上記の対象者が、世帯主となるのではなく、前納の対象とならない世帯主の世帯に属する被保険者となる場合、当該世帯の世帯主は前納の対象となるか。

A3. 世帯主が上記対象者に該当するかで判断するため、前納の対象でない世帯主の世帯に属する被保険者が1月1日時点において日本国内で住民登録されていない者である場合であっても、当該世帯は前納の対象外となります。

Q4. 賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録されていないことをどのように確認すればよいのか。

A4. 外国人については、国保加入手続時にパスポートや在留カード等の確認を行うことで1月1日時点で日本国内に居住していたかを確認することや、日本国内に前住所地がある場合には当該自治体に所得照会等により確認を行うことが考えられます。

Q5. 前納の仕組みを導入する場合、1月1日時点において日本国内で住民登録されていない者全員に前納を求めなければならないか。

A5. 国から示す条例参考例でも、「特段の事情」がある者は前納の対象から外すことができる旨を規定する予定であり、保険者の判断により、被保険者の事情に応じてあらかじめ前納の対象外とする（前納の納期限ではなく、通常の納期限を設定して賦課する）ことは差し支えありません。例えば、世帯構成員が多く年間保険料（税）が高額の場合や、技能実習等で年度内に転出し還付が発生する蓋然性が高い場合、他の自治体からの転入者で前自治体で前納した保険料（税）の還付手続が未了のため転入先で再度前納することが困難な場合等が考えられます。

国民健康保険料（税）の前納【個別論点：QA】

【納付の方法】

Q6. 前納の納期限は、どのように設定するのか。

A6. 地方税法上、納税通知書は遅くとも納期限の10日前までに世帯主に交付する必要があることを踏まえ、条例により、加入手続を行った日の属する月の翌月末などを前納の納期限としていただくことが考えられます。

Q7. 保険料の本算定期前に加入した者について、どのように前納とするのか。

A7. 本算定期であれば賦課すべき保険料（税）について計算ができないと想定されるため、本算定期後的第一納期に一括で納付することとするか、暫定賦課など隨時賦課を行っている保険者においては暫定的に前納することとし、本算定期後に差額について納付又は還付いただくことが考えられます。

Q8. 納付書は一括納付の納付書のみ交付すればよいか。

A8. 前納の対象者については、基本的に一括で納めていただく納付書を1枚交付することを想定しています。

Q9. 加入手続き時に前納の納付書を作成し、加入手続時に任意の納付を促してもよいか。

A9. 差し支えありません。より収納率の向上を図る観点から、こうした取組も有効であると考えています。

Q10. 前納の対象者について、一括の納定期限が到来しても納付がない場合、他の滞納者と同様に滞納処分を進めて問題ないか。前納の対象者と通常（従来）の滞納者で取扱いに異なる点はあるか。

A10. 滞納者に対する取扱いに異なる点はなく、他の滞納者と同様に滞納処分を進めていただいて差し支えありません。

Q11. 前納し保険料を完納した者が、年度途中で転出等により資格喪失した場合、還付する必要があるか。

A11. その場合は還付の手続が必要となります。そのため、加入手続時にあらかじめ還付先の口座情報を任意で聞き取っておき、当該口座に還付金の振込を行う旨を通知した上で還付を行うといった取扱いが考えられます。

Q12. 加入手続時の任意納付については、本人の了承を得られれば保険料（税）額の決定前（納入通知書の送達前）であっても、その場で納付書を交付しても良いか。

A12. 納付書の交付に当たっては、併せて賦課決定（それに基づく納入通知書の交付）が必要であると想定しています。

国民健康保険料（税）の前納【個別論点：QA】

【システム】

Q13.市町村事務処理標準システム上、前納の仕組みを取ることは可能となっているのか。仕様書の改版は予定されているのか。

A13.「国民健康保険システム標準仕様書」の第1.6版（令和8年1月公開予定）において前納に係る機能を標準オプション機能として取り込み、令和8年4月以降に市町村事務処理標準システムの改修を行うことを予定しています。並行して、令和8年4月（あるいは6月の当初賦課決定）から前納の仕組みを導入できるよう、外付けのツール（標準システムの賦課計算後に期割り情報を管理するデータベースに対し、一括で直近の期に保険料（税）額を寄せるための修正を行うSQL等を想定）を開発し、これを利用する場合の個別手順を提供していく予定です。

※現在国民健康保険中央会と調整中の機能要件案・ツールは次頁

Q14.前納を導入するにあたり、システム改修費用が発生する可能性があるが国からの財政支援の予定はあるか。

A14.現時点でシステム改修費用が発生する場合、財政支援を予定しています。

【その他】

Q15.前納を導入することにより還付が発生し、事務過多になるのではないか。

A15.還付事務は発生しますが、滞納者が減少することにより滞納に係る事務も減少すると見込まれるため、事務の増減は保険者により異なると考えます。

Q16.前納の翌年度、納期ごとの納付に不慣れで収納率が下がることのないよう、どのような対策を行うのか。

A16.国としても、翌年度以降の納付についても記載した多言語リーフレットを作成予定であり、このような制度周知の媒体を翌年度の納入通知時にあわせて送付する等の対応をご検討ください。また、加入手続時にあらかじめ翌年度以降に保険料（税）を口座振替で納めるための口座を任意で聞き取っておくという対応も考えられます。

Q17.前納の導入について、保険者努力支援制度（取組評価分）の評価指標を設ける予定はあるのか。

A17.現時点では保険者努力支援制度（取組評価分）の評価指標を設ける予定はありません。

Q18.前納制度について、入国前の在留資格申請の時点で、制度の説明を行ってもらえないか。

A18.前納については、まずは加入している外国人被保険者の属性や規模等を踏まえて導入を希望する自治体において導入していただくものと考えており、入国前の前納制度の周知については、その全国的な導入状況を踏まえて今後検討していきます。

国民健康保険料（税）の前納：標準システムが提供するツールにより実現する対応内容・機能要件(案)

No.	標準システムが提供するツールによる対応内容 概要	対応内容	標準仕様書の機能要件(案)
1	海外転入者の管理機能	EXCELツールにより、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者であることや前納を行う更正期等の情報を記載し、データベースに登録する。 ※データベースに登録した情報を修正、削除、抽出することも可能とする。	国保資格の登録を行う際、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者である旨を登録、修正、削除し、管理、照会することができる。 また、後日に1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者であることを確認した際、その情報を登録、修正、削除し、管理、照会することができる。
2	前納候補者の抽出機能	No.1で登録した情報を基に、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯を抽出し、前納の要否を市町村で確認可能とする。 ※特段の事情により前納の対象外とすることと判断した世帯は、No.1の機能により管理情報の削除を行う。	登録、管理した情報を基に、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯を抽出できること。
3	期割変更機能(確定賦課)	No.2の確認後、前納とする世帯の保険料(税)を第1期納期限で再期割する。 ※暫定賦課を実施している市町村では、確定賦課時の更正期を指定して再期割する。	確定賦課の算定において、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料(税)を第1期納期限のみに期割りできること。 なお、暫定賦課を実施している市町村は、確定賦課時の未到来の最初の納期限のみに期割できること。
4	期割変更機能(異動賦課) ※一括処理	No.2の確認後、前納とする世帯の保険料(税)を次回の納期限で再期割する。	確定賦課後に賦課更正を一括で行う際、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料(税)を次回の納期限のみに期割できること。
5	期割変更機能(異動賦課) ※随時処理	※オンライン画面における期割変更については、既に実装されている「強制修正」機能を活用して、次回の納期限で再期割を実施する。	確定賦課後に賦課更正をオンライン画面で行う際、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料(税)を次回の納期限のみに期割できること。
6	前納対象者の照会機能	No.3及び4において、一括で期割変更を行った前納対象者について、宛名管理のメモ機能に「前納対象者」であるメモを登録する。	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主であることから前納対象としたことを理由に一括徴収するための期割を行ったことをオンライン画面で照会できること。 また、収納システムにおいて、一括徴収したことをオンライン画面で照会するできること。
7	前納対象者の統計機能	前納対象者として期割変更を実施した世帯の調定及び収納額を集計する。	一括徴収のために決定した調定及び収納額を抽出、集計できること。

※再期割後に特段の事情により前納の対象外となり、通常の期割に修正する場合は、既に実装されている「強制修正」機能を活用する。
または、既に実装されている「更正戻し」機能により更正前の状態に修正した後、「即時更正」機能により通常の期割で再度更正処理を実施する。

外国人に係るその他の対応

- 市町村の財政的インセンティブの強化
 - 保険者努力支援制度の令和8年度市町村取組分の指標について、外国人被保険者に係る取組をより評価するよう見直しを実施。
- 出産育児一時金や海外療養費の不正受給防止対策の継続的な実施
 - 令和7年8月28日付で「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について（再周知）」を関係機関へ発出。
- 保険医療機関における本人確認の徹底
 - 令和7年8月28日付で「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について（再周知）」を関係機関へ発出。
- 多言語リーフレット等の作成
 - リーフレット及び手続に必要な書類等の多言語案を作成し、厚生労働省HPにて公表予定。
- 海外の医療保険制度等に関する調査研究
 - 令和7年度から、諸外国における外国人への医療保険の適用の在り方や不正受給防止対策に関する調査を実施予定。

外国人に係るその他の対応【個別論点：QA】

【多言語リーフレット等の作成】

Q1. 多言語リーフレットについて、対応予定の言語や内容、配布に係る予定について教えてほしい。

A1. 英語の他、入国者数の多い国（中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシア、ミャンマー等）の言語を中心を作成することを想定していますが、そのうち今年度に対応予定の言語については現在検討中です。国民健康保険制度自体の仕組みの説明や保険料の納付等の内容を中心に作成し、電子媒体で厚生労働省のHPに掲載し、自治体において活用いただけるようになります。

Q2. 多言語対応について、リーフレットに限らず、督促状や納付催告時の文言例についても作成してもらえないか。

A2. リーフレットに限らず、自治体においてニーズのある媒体について多言語版の作成を検討しています。ご意見は参考にさせていただきます。